

「第 104 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 5 年 3 月 16 日（木曜日）に、「第 104 回 コーデックス連絡協議会」を AP 東京丸の内 EFG ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき委員の互選により選出された辻山弥生委員が議事進行役を務めました。議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 5 年 3 月に開催される第 53 回食品添加物部会（CCFA）及び令和 5 年 4 月に開催される第 16 回食品汚染物質部会（CCCF）の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という情勢を鑑み、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 53 回食品添加物部会（CCFA）

・仮議題 3(a)「FAO/WHO 並びに第 92 回及び第 95 回会合 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項」について、細野秀和委員から、第 92 回 JECFA 会合で安全性が評価された 2 つの食品添加物のうち、安息香酸とその塩類について、許容一日摂取量（ADI）がこれまでの 4 倍になったことから、これまでの ADI に基づいて暫定的に引き下げられていた最大使用濃度も見直す必要があると考えており、第 92 回 JECFA 会合の評価結果報告を受けて、安息香酸とその塩類の最大使用濃度をどう取り扱うべきと考えるか、質問がありました。これについて、第 92 回 JECFA 会合のリスク評価結果と、現在の最大使用濃度は第 53 回 CCFA までの暫定値であることを踏まえ、今後、CCFA において何らかの議論がなされるものと考えている旨回答しました。また、今回の評価結果に至るまでに日本からもデータを提出しており、今後の議論に関して、食品添加物については、その使用は必要最低限度であることを前提に、技術的正当性の観点から食品分類 14.1.4（Water-based flavoured drinks, including "sport," "energy," or "electrolyte" drinks and particulated drinks）に限らず適切な最大使用濃度が定められるよう参加国としてデータを提出したいと考えている旨付言しました。

・同じく仮議題 3(a)について、森田満樹委員から、リボフラビン類について、資料

によると「*Ashbya gossypii* 由来のリボフラビン、リボフラビン類のグループに含めることについて」検討することだが、*Ashbya gossypii* 由来のリボフラビンのみが対象になるということか、また、*Ashbya gossypii* 由来のリボフラビンは、日本では遺伝子組換え添加物、組換え体としての安全性評価が食品安全委員会で終了しており、日本では由来による区別をしていないが、諸外国はどのような状況であるか、質問がありました。これについて、メンバーより申請があった *Ashbya gossypii* 由来のみが検討対象になっており、また諸外国に関し、例えば米国、EU、中国については規格の定義として基原・製法が定められておらず、区別はされていない旨回答しました。

・仮議題 4(b)「個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会（EWG）報告」について、森田満樹委員から、「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」について、コーデックス手続きマニュアルにおける情報が将来の相違を防止するのに十分か問われており、日本の立場はどのようなものか、質問がありました。これについて、GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合を取る作業を進めているが、現在、整合を取る作業が終了した規格とそうでない規格が混在している状況であり、整合を取る作業が終了したものについては、個別食品部会から技術的正当性についての情報をもらい、CCFA が GSFA に規格を策定することになり、個別食品規格の食品添加物条項の承認が不要となること、現行の手続きマニュアルは手続きの違いが記載されておらず不十分であることから、EWG で改訂作業を行い、改訂後の文書は、整合の作業が終了したものとそうでないものに分けて手続きの違いが明確化されたと考えている旨回答しました。

・仮議題 5(b)「食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する EWG 報告」の「付属書 1.カロテノイドおよび関連添加物のレビュー」について、森田満樹委員から、第 53 回 CCFA に向けた EWG で、「GSFA のカロテノイド類から、β-アポ-8'-カロテナール、β-アポ-8'-カロテン酸エチルエステルを除き」とあるが、これはどのような意味か、質問がありました。これについて、カロテノイド類から β-アポ-8'-カロテナール(INS 160e)、β-アポ-8'-カロテン酸エチルエステル(INS 160f)の 2 品目を除くという意味であり、つまり合成 β-カロテン（INS 160a(i)）と β-カロテン（*Blakeslea trispora* 由来）(INS 160a(iii)) に今回新しく β-カロテン高含有 *Dunaliella salina* 抽出物 INS 160a(iv)を加えることを検討する旨回答しました。

・仮議題 5(d)「注釈 161 に関連しない既採択のすべての甘味料の添加物条項に関する状況報告書」について、森田満樹委員から、「GSFA の甘味料の条項の間で不整合が生じ、甘味料の使用に関する一貫した情報の提供ができなくなっている」という記述について、具体的にどのようなことか、質問がありました。これについて、これまで CCFA では注釈 161 がついている甘味料の添加物条項について、注釈 161 を削除し、必要に応じて注釈 161 の代替として注釈 477 や 478 といった「甘味料使用の考え方に違いがある」ことを示す注釈をつけることを検討してきたが、注釈

161 がついていない甘味料の添加物条項はその検討対象となっていなかったため、甘味料のうち注釈 161 がついていた条項とついていなかった条項の間で注釈の取扱いに不整合が生じているのではないかと考えられている旨回答しました。

・仮議題 5(e)「硝酸塩及び亜硝酸塩に関するデータの入手可能性に関する一般的情報 (CL 2021/82-FA への返信)」について、鶴身和彦委員から、我が国から提供した「過去に実施した調査の結果」について質問がありました。これについて、厚生労働省で行ったミネラルウォーター類における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、亜硝酸態窒素等の濃度の実態調査結果等、日本から提出した調査結果の概要について回答しました。(※注 本質問については、連絡協議会当日ではなく後日メールにて回答。)

・仮議題 5(f)「食品中のオルトフェニルフェノール (INS 231) 及びオルトフェニルフェノールナトリウム (INS 232) の商業的使用に関する情報 (CL 2021/83-FA への回答)」について、森田満樹委員から、保存料としてのオルトフェニルフェノール等の商業的使用に関する情報収集を行うとのことだが、他にもポストハーベスト農薬として使われている添加物もあり、それらとの整合性や影響はどうなっているのか、質問がありました。これについて、議論される対象は GSFA の規格があるもののみであり、日本における他のポストハーベスト農薬は CCFA の議論の対象外であるため、今回の議論の対象はオルトフェニルフェノールのみにとどまる旨と、日本においてポストハーベスト農薬で使用される添加物は適切に規制されている旨回答しました。

・仮議題 5 の関係で、鶴身和彦委員から、「我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。」との文言が複数個所で使用されていることに関し、提供内容、日本の状況等について質問がありました。これについて、第 53 回 CCFA に向けた電子作業部会における回付文書に対して日本から提出したカロテノイドに関するコメントの一部を紹介し、日本におけるカロテノイドの指定添加物としての規制の状況について回答しました。(※注 本質問については、連絡協議会当日ではなく後日メールにて回答。)

・仮議題 7「JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2021/81-FA に対する回答)」について、穂山浩委員から、日本から JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの掲載依頼を行っている *Gardenia (genipin) blue*、*Protease From Bacillus amyloliquefaciens* について、日本の公定書に記載の規格と安全性評価のデータを JECFA に提供したということか、質問がありました。これについて、詳細なデータは提出しておらず、概略のみ提供している旨回答しました。

また同じく穂山浩委員から、両添加物は日本独自の添加物か、規格の比較等を行っているのか質問がありました。これについて、松村雅彦委員から、*Gardenia (genipin) blue* は、アジアで一部認められている国もあり、日本独自の添加物では

ない旨情報提供がありました。また、中国でも使用されているが、規格の比較等を行っていること、**Protease From Bacillus amyloliquefaciens** についても、成分規格の比較等を行っている旨、回答しました。

・仮議題 8「GSFA 食品分類及び FoodEx2 データベースのマッピングに関する討議文書」について、細野秀和委員から、本議題で議論される食品分類が CCCF においても議論される予定か、いずれ食品分類が部会間で統合される方向性はあるのか、質問がありました。これについて、添加物の摂取量の推計に使うことを目的として開始しているため、まずは添加物に関連する部分をマッピングすることを考えている旨回答しました。

(2) 第 16 回食品汚染物質部会 (CCCF)

・仮議題 3「FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) からの関心事項」のうち「ダイオキシン及びダイオキシン様物質に関する WHO の専門家会合における毒性等価係数 (TEF) の見直しと成果の公表予定及びリスク評価結果への影響の見通し」について、穂山浩委員から、レポートは公表されていないのか、耐容一日摂取量 (TDI) に影響はないか、JECFA ではこれから評価が行われるのかとの質問がありました。これについて、会議は終了しているもののレポートが未公表のため、公表され次第、日本で採用されている TDI への影響等も含めて国内関係府省で検討される旨、また、ダイオキシン類については JECFA の優先リストに掲載されており、近い将来、評価が行われる旨回答しました。

・仮議題 3 のうち「世界的な食品消費量データベースと、各国がリスクアナリシスの目的でデータを作成し利用する国の支援のための継続的な活動」について、山口隆司委員から、日本は食品摂取量調査で長い経験を持っている国であることから、ベストプラクティスも含め経験に基づいた積極的な情報提供をしてほしい旨ご意見をいただきました。これについて、日本では国民健康・栄養調査を昭和 20 年以降毎年実施しているため、今後も本調査の実施結果等について情報発信していきたい旨説明しました。

・仮議題 3 のうち「マイクロプラスチック」及び「飲料水中のマイクロプラスチック」について、今後、食品中のマイクロプラスチックも議論されると思われるため、日本でも分析法による違い等にも留意して、実態把握等の対応をしてほしい旨ご意見をいただきました。

・仮議題 3 について、山口隆司委員から、最近の活動を見ると、二枚貝、藻類、魚食等の海産物に注目しているように感じるが、日本の食文化に関わりの深い食品であることから、日本政府として意見具申も含め、いっそう積極的に取り組んでほしい旨ご意見をいただきました。これについて、海産物は日本にとって重要な食料源であり、安全性の確保と安定供給は重要な課題であるため、安全や品質に関するコーデックス等の国際機関の活動に日本政府としても引き続き積極的に関与してい

く旨説明しました。

・仮議題 5「特定の食品群中の鉛の最大基準値 (ML)」について、森田満樹委員から、「EWG からは穀類を含む乳幼児用調理済み食品では、予備採択された ML 案 (0.02 mg/kg) では違反率が 5%を超える可能性があることが報告された」とあるが、具体的にはどのような食品か質問がありました。これについて、EWG の報告ではどのような穀類をどの程度の割合で含む乳幼児用調理済み食品の鉛濃度が高かったのか不明である旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、日本ではその基準を超えるウェットタイプの製品はないということだが、諸外国からはどのような汚染状況が報告されているのか質問がありました。これについて、諸外国の状況について詳細な情報は承知していないが、米国で検討されている乳幼児用食品のアクションレベルに関する文書では、根菜を単一原料とする製品では、他の製品よりも鉛濃度が高いことが報告されている旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、鉛は根菜等の食材に多く存在するとされているが、果実の実態はどうか質問がありました。これについて、コーデックスが世界的な実態調査データに基づいて設定している農産物中の鉛の基準値を比較すると、根菜類の基準値 0.1 mg/kg は他の野菜類と同等であり、根菜類を使用したものが必ずしも総じて鉛濃度が高いわけではなく、農林水産省による実態調査でも、国産のだいこんやにんじんはすべて定量下限 (LOQ) 未満であることが確認されている旨回答しました。また、果実はほぼすべて LOQ 未満であり、コーデックスでは生鮮果実全般に 0.1 mg/kg と低い基準値が設定されているが、クランベリー、カラント、エルダーベリーのような重量に対して表面積の大きい果実は鉛濃度がやや高いため、0.2 mg/kg の基準値が設定されている旨回答しました。

・仮議題 7「特定の穀類及び穀類加工品（乳幼児用食品を含む）中の総アフラトキシンのためのサンプリングプラン」について、山口隆司委員から、アフラトキシンの 4 分子種 (AFB₁:AFB₂+AFG₁+AFG₂) の比率、季節による比率の違い及び輸入時の違反事例と分子種の割合との関係について質問がありました。また、鶴身和彦委員から、日本から情報提供を行った、輸入時に違反となったトウモロコシ穀粒の総アフラトキシンの分子種の比率や分析法について質問がありました。これについて、2018 年から 2021 年の検疫所における検査で違反となった約 40 件のトウモロコシ穀粒及び粉末のデータを提出しており、日本の規定のサンプリング方法で、穀粒では 5 kg、粉末では 1 kg 採取し、「総アフラトキシンの試験法」として通知した、通常実施している分析法 (LOQ:1.0 µg/kg) を用いている旨回答しました。また、検出傾向は AFB₁、AFG₁ の順で多く、AFB₁ とその他の分子種の量を比較すると、LOQ 未満のものを最大とする試算で 4:1、最小とする試算で 9:1 であったものの、AFB₁ が 100%のものや AFB₁ と AFG₁ が等量のものもあり、分子種割合の傾向は把握しきれていない状況である旨回答しました。また、収穫シーズンごとに違反が多い、少ないといった傾向はあるが、輸入届出を元にしたデータであり季節による比率の違いを把握する目的でのデータ収集は行っていないことやデータが約 40 件

と少ないことから分子種の割合に関する季節的傾向は不明である旨回答しました。

- ・ 同様に仮議題 7 について、鶴身和彦委員から、分子種の存在比が $AFB_1:AFB_2+AFG_1+AFG_2=50:50$ であると仮定した場合、「分析対象成分が複数存在し総量を求める分析法に関するクライテリアアプローチについてのガイダンス」の考え方に基づく分析法の性能規準はどのように設定されるのか質問がありました。これについて、結果報告の際に詳しく説明する旨回答しました。

- ・ 仮議題 10「シガテラ中毒の防止又は低減に関する討議文書」について、鶴身和彦委員から、日本における食中毒の発生状況、原因食品、輸入国産の割合、温暖化におけるシガテラ魚の生育域の変化について質問がありました。これについて、シガテラ中毒を引き起こすシガトキシンを産生する渦鞭毛藻の分布域や発生量が温暖化によって拡大しており、過去に本州、四国、九州等の日本沿岸域で散発事例が報告されていること、2018 年から 2022 年の発生件数は 20 件、患者数は 36 名、死亡数は 0 名であり地域はほぼ沖縄県であること、原因魚種は、判明又は推定されている事例の半数以上がバラハタ、その他はイッテンフエダイ等で、いずれも日本の海域で漁獲されたものである旨回答しました。

- ・ 細野秀和委員から、CCFA において GSFA 食品分類及び FoodEx2 データベースのマッピングの検討が進められることに関連して、CCCF でも食品分類を検討するのか質問がありました。これについて、以前、食品汚染物質のための食品分類が検討されていたことはあるが、現時点では CCCF で使用する独自の食品分類策定の動きはない旨回答しました。

(3)その他

- ・ 厚生労働省から、3 月 7 日に「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定されたこと、また、本法案の提出に伴い、食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁に移管する旨の説明を行いました。

- ・ 事務局から、昨年 2 月以降、委員の互選により幅広い委員が議事進行役を務めていること、今後は全委員の輪番制にすることについて委員から賛同が得られた旨の説明を行いました。

(以上)